

**事業所の新規申請・更新申請及び
各種届出の留意事項について
(地域密着型サービス、居宅介護
支援及び介護予防支援)**

令和7年6月版

福島市健康福祉部福祉監査課

目次

I	福島市における新規申請等の概要	(1ページ～2ページ)
1	新規申請等各種届様式	
2	添付書類	
3	提出方法等	
4	福島市における新規申請等の事業者からの提出期限	
II	指定申請について	(3ページ～4ページ)
1	指定申請(事務フロー)	
III	変更届について	(5ページ)
1	変更届	
2	提出方法等	
3	留意事項	
IV	介護給付費算定に係る届出書について	(6ページ～8ページ)
1	介護給付費算定に係る届出書	
2	提出方法等	
3	留意事項	
V	廃止・休止・再開届について	(9ページ～10ページ)
1	廃止・休止・再開届	
2	提出方法等	
3	留意事項	
VI	更新申請書について	(11ページ)
1	更新申請書	
2	提出方法等	
3	留意事項	
VII	その他	(12ページ)
1	申請書・届出書への国税庁法人番号の記載	
2	介護給付費算定に係るお問い合わせ方法について	
3	各通知等の周知方法について	

I 福島市における新規申請等の概要

1 新規申請等各種届様式

新規申請等各種届様式については、市ホームページに掲載してありますので、必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、提出をお願いします。

福島市ホームページ(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)

【ホーム】>【健康・福祉】>【福祉・介護】>【介護・福祉サービス事業者】>

【地域密着型サービス・居宅介護支援・予防介護支援】のページ

2 添付書類

新規申請等各種届出様式の提出にあたり、併せて添付書類の提出が必要な場合があります。

届出内容によって提出する添付書類が異なりますので、必要な添付書類を確認の上、新規申請等各種届様式と併せて必ず提出をお願いします。添付書類の不足を確認した場合は、受理できませんので、ご了承ください。なお、提出後に添付書類の不足を確認した場合であっても、同様に受理できません。

3 提出方法等

新規申請届出書、指定更新申請届出書、廃止・休止届出書、再開届出書については、必要書類を準備した上で、電子申請で提出してください。

また、事項変更届出書及び介護給付費算定に係る体制等に係る届出書についても、電子申請で提出してください。

令和7年4月より、提出方法を電子申請に一本化しております。

【詳しくは、資料6-3をご覧ください。】

4 福島市における新規申請等の事業者からの提出期限

現在の福島市における指定申請等の事業者からの提出期限については次のとおりです。

申請(届出)事項	サービス種別	提出期限
新規申請	地域密着型サービス・	「福島市地域密着型サービス運営協議会」にて事前協議、指定協議を行う必要があるため、直近の協議会に応じた提出日となります。
	居宅介護支援	指定を受けようとする日の <u>前々月の10日まで</u> ※指定日は原則1日
	介護予防支援	「福島市地域密着型サービス運営協議会」にて指定協議を行う必要があるため、直近の協議会に応じた提出日となります。
指定更新	地域密着型サービス・ 介護予防支援	有効期間満了前に「福島市地域密着型サービス運営協議会」にて指定更新協議を行うため、有効期間満了日の直近の協議会に応じた提出日となります。 ※提出期日について、更新対象事業者に事前に通知を発出します。
	居宅介護支援	有効期間満了日の属する月の10日(有効期間が月末でない場合は前月の10日) ※提出期日について、更新対象事業者に事前に通知を発出します。
廃止・休止	共通	廃止・休止の日の <u>1月前まで</u> ※休止期間は概ね 1 年以内としてください。
再開	共通	再開した日から10日以内
変更	共通	変更した日から <u>10日以内</u>
介護給付費算定に係る体制等に係る届出書	地域密着型サービス(居住系)、居宅介護支援、介護予防支援	届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定

	地域密着型サービス (入所系)	※認知症対応型共同生活介護、地域密着型 特定施設入居者生活介護、地域密着型介 護老人福祉施設入所者生活介護 届出日の属する月の翌月から算定(届出日 が月の初日の場合はその月から)
--	--------------------	---

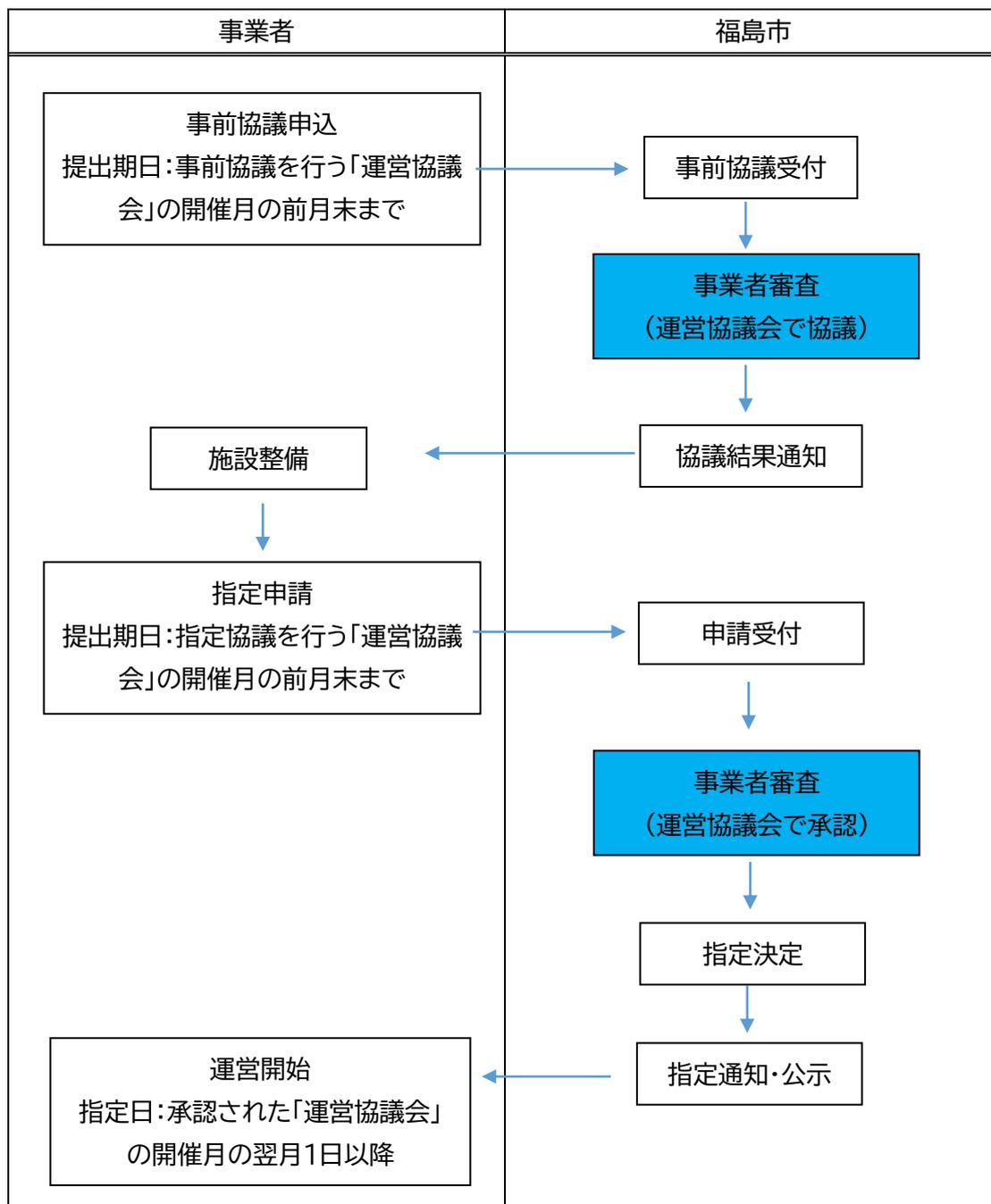
※提出期限が祝日、土曜日又は休日に当たる場合はその翌日までとします。

II 指定申請について

1 指定申請(事務フロー)

① 地域密着型サービス

新規で事業所を開設する場合には、事前協議及び事業者審査が必要となります。すぐに事業所を開設することができないことから、開設を考えている場合には事前にご相談ください。



○ 運営協議会の開催は毎年3回とし、開催月は以下のとおりです。

◆第1回 …5月 ◆第2回 …10月 ◆第3回 …2月

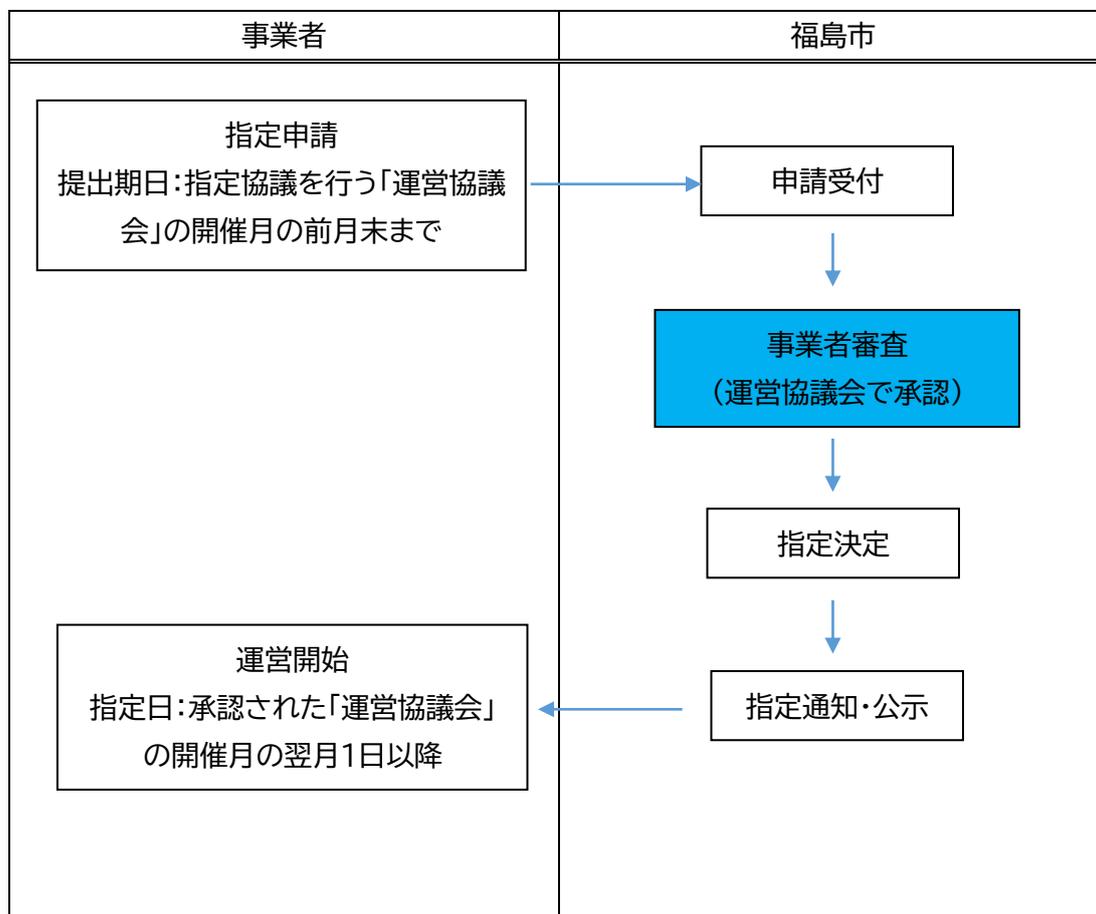
② 居宅介護支援

新規で事業所を開設する場合には、下記の流れのとおりとなります。

実施項目	期 日	説 明
事前相談 ↓ 申請準備 ↓ 申請書類の作成 ↓	随時受付 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※必ず事前に電話連絡の上、市担当者 と面談日時を予約して来所してください。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業者の指定を受けるためには、申請者の要件(法人格の取得、事業目的の明確化等)のほか、サービスの種類ごとに厚生労働省令又は条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。 ○ <u>指定申請にあたっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。</u>※都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令の担当部署と事前に協議し、必要な手続きについて確認してください。 ○ 申請内容の説明や相談は随時受け付けていますので、早い段階からご連絡ください。
申請書類の提出 ↓	指定を受ける予定月の前々月の10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定申請書類は、<u>指定を受けようとする月の前々月の10日までに提出してください。</u> ○ <u>書類は正本1部の提出で結構です。</u> ○ 指定申請は、同一法人であっても、<u>事業所(施設)ごと</u>に行う必要があります。 ○ 申請者控えとして、<u>申請書類一式の写しを必ず保管</u>してください。
審査 現地確認 ↓	指定を受ける予定の月の前月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請内容が指定基準等に適合しているか確認するため、<u>書類審査</u>を行います。 ○ 必要に応じて現地確認を行う場合があります。
指定 ↓	<u>毎月1日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>毎月1日付けで指定</u>します。 ○ 指定時に指令書を送付します。 ○ <u>指定の有効期間は6年間</u>です。有効期間を終了する前に、<u>更新申請</u>が必要となります。
公示 情報提供	指定後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事業者名、事業所名、所在地等について告示を行うとともに、市ホームページに掲載して公示します。 ○ 福島県介護保険事業者台帳へ事業者情報を登録し、福島県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。

③ 介護予防支援

新規で事業所を開設する場合には、事業者審査が必要となります。また居宅介護支援の指定を受けていることが指定の要件です。開設を考えている場合には事前にご相談ください。



○ 運営協議会の開催は毎年3回とし、開催月は以下のとおりです。

◆第1回 …5月 ◆第2回 …10月 ◆第3回 …2月

Ⅲ 変更届について

1 変更届

介護保険事業者の指定を受けた後、事業所の名称や所在地など、所定事項に変更があった場合は、「変更の届出」又は「変更の申請」を行う必要があります。必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、変更届出書類一覧を確認の上、提出してください。

福島市ホームページ(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)
【ホーム】>【健康・福祉】>【福祉・介護】>【介護・福祉サービス事業者】>
【地域密着型サービス・居宅介護支援・予防介護支援】>
【地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の変更・休止・再開・廃止について】
のページ

2 提出内容等

下記のとおり「変更の届出」又は「変更の申請」の提出が必要です。

変更届の様式	変更事項及び添付書類	提出期限
「変更届出書」 様式第2号	「変更届出書類一覧」のとお り(別紙参照)	変更日から <u>10日以内</u>

- 所定事項に変更があった場合、「変更届出書」とその「添付書類」を、上記の提出期限までに、市へ提出する必要があります。
- 変更届出書類はサービスの種類ごとに(法人単位ではなく、事業所・施設単位で)作成し、提出してください。ただし、同一サービス種別の「地域密着型サービス」と「介護予防地域密着型サービス」(例えば、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護)を一体的に運営するため届出を同時に行う場合は、両方併せて書類を作成できます。

※なお、「地域密着型通所介護」と「第1号通所事業」を一体的に運営する場合の届出については両方併せて書類を作成できないことにご留意ください。(総合事業については別途指定様式があります。)

3 留意事項

- 変更内容に関わらず、各サービスに対応した「変更届出書」と「付表」、変更月の「勤務形態一覧表」を添付してください。
- 運営規程変更の提出の場合、変更内容が分かるように変更後の運営規程と併せて、変更前の運営規程又は新旧対照表を提出してください。
- 変更届出の提出期限を過ぎての届出が多数見受けられますので、提出期限をよく確認して届出て下さい。

なお、変更のあった日から10日を過ぎた届出を行う場合は、遅延理由を簡潔に示した理由書(任意様式)の添付をしてください。

IV 介護給付費算定に係る届出書について

1 介護給付費算定に係る届出書

介護保険制度では、事業所(施設)の種別及び人員配置の様態等により、算定される報酬額が異なることから、当該加算等の体制情報について必要な事項を記載した、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(様式第1号)及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別紙1-3)(以下、「体制届」という。)の提出が必要となります。

ついで、新たに介護保険事業所の指定を受ける場合又は、介護保険事業者の指定を受けた後、体制に変更が生じた場合は、必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、届出添付書類一覧を確認の上、提出してください。

福島市ホームページ(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)
【ホーム】>【健康・福祉】>【福祉・介護】>【介護・福祉サービス事業者】>
【地域密着型サービス・居宅介護支援・予防介護支援】>
【地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の変更・休止・再開・廃止について】
のページ

2 提出内容等

下記のとおり「体制届」の提出が必要です。

サービス種別	届出書の様式	変更事項及び添付書類
地域密着型サービス	「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」(別紙3-2)	「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別紙1-3) 「届出添付書類一覧」のとおり(別紙参照)
居宅介護支援		介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別紙1-1) 「変更届出書類一覧」のとおり(別紙参照)
介護予防支援		介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」(別紙1-2) 「変更届出書類一覧」のとおり(別紙参照)

3 留意事項

(1) 居宅系サービス

体制届の提出が必要なサービスの種類		届出日と加算算定開始日
居住系サービス	夜間対応型訪問介護	○ 毎月 15 日以前に届出 → 届出の翌月から算定開始
	地域密着型通所介護	
	(介護予防)認知症対応型通所介護	
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	看護小規模多機能型居宅介護	○ 毎月 16 日以降に届出 → 届出の翌々月から算定開始
居宅介護支援	居 宅 介 護 支 援	※注 1 参照
介護予防支援	介 護 予 防 支 援	
※注 1 ○ 届出日の翌月から算定開始となるためには、基準上、15日までに「体制届」を届け出る必要があります。 ※提出期限が祝日、土曜日又は休日に当たる場合はその翌日までとします。 例)5月 15 日が日曜日の場合 5月 16 日(月)に「体制届」受理 → 6月から算定開始 5月 17 日(火)に「体制届」受理 → 7月から算定開始		

(2) 施設系サービス

体制届の提出が必要なサービスの種類		届出日と加算算定開始日
入所系サービス	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	○ 届出が受理された日の翌月から算定開始
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	○ ただし、届出が受理された日が月の初日の場合は、当該月から算定開始
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	※注2参照
※注2 入所系サービスの場合 ○ 「月の初日」とは、当該月において最初に迎える平日となります。 例)5月1日が日曜日の場合 = 5月2日(月)に「体制届」受理 → 5月から算定開始		

(3) 共通

- 「体制届」は、サービスの種類ごとに(法人単位ではなく、事業所・施設単位で)提出する必要があります。
- 「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書」には必要事項の記入を必ずお願いします。**特に特記事項欄にある「変更前」と「変更後」の記載がなく、何が変わったのか確認できない届出書が多く見受けられるため、「変更前」と「変更後」の欄に具体的に変更箇所を記載してください。**また、併せて「介護給付費算定に係る体制等状況

一覧表」には、「変更後」の内容だけでなく、異動年月日における全ての加算内容の記載をお願いします。

- 「体制届」提出の際は、加算算定要件を、関係告示や通知等により、事前に十分ご確認ください。

V 廃止・休止・再開届について

1 廃止・休止・再開届

介護保険事業者の指定を受けた後、事業所や施設を休止又は廃止(指定を辞退)しようとする場合や、休止後に再開した場合は、届出を行う必要がありますので、必要な書類を福島市ホームページよりダウンロードし、提出してください。

福島市ホームページ(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)
 【ホーム】>【健康・福祉】>【福祉・介護】>【介護・福祉サービス事業者】>
 【地域密着型サービス・居宅介護支援・予防介護支援】>
 【地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の変更・休止・再開・廃止について】
 のページ

2 提出内容等

下記のとおり届出の提出が必要です。

届出が必要となる場合	サービスの種類	届出様式	提出期限
事業所(施設)を「 <u>廃止(指定辞退)</u> 」しようとする場合	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】を除いた地域密着型サービス	「廃止・休止届出書」 様式第3号の2	事業を廃止(指定を辞退)する日の1月前まで
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「指定辞届出書」 様式第4号	
	居宅介護支援	「廃止・休止届出書」 様式第3号の2	
	介護予防支援		
事業所(施設)を「 <u>休止</u> 」しようとする場合	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】を除いた地域密着型サービス	「廃止・休止届出書」 様式第3号の2	事業を休止する日の1月前まで
	居宅介護支援		
	介護予防支援		
事業所(施設)を「 <u>再開</u> 」した場合	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】を除いた地域密着型サービス	「再開届出書」 様式第3号	事業を再開した日から10日以内
	居宅介護支援		
	介護予防支援		

3 留意事項

- 「廃止・休止・再開・辞退」に係る届出書は、サービスの種類ごとに(法人単位ではなく、事業所・施設単位で)作成し、上記の各期限内に市福祉監査課へ提出してください。

- 「再開」の届出の際には、指定基準の適否を確認するため、指定申請時と同様の書類を提出していただくようになります。

VI 更新申請書について

1 更新申請書

事業者の指定基準の遵守状況を定期的に確認するため、平成 18 年度介護保険制度改正により、介護保険事業者の指定(許可)に「更新制度」が導入されました。

当該更新制度に係る事業者の指定(許可)の有効期間は6年間であり、当該有効期間を更新するには、事前に更新申請を行う必要がありますので、必要な書類を市ホームページよりダウンロードし、提出してください。

福島市ホームページ(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)

【ホーム】>【健康・福祉】>【福祉・介護】>【介護・福祉サービス事業者】>

【地域密着型サービス・居宅介護支援・予防介護支援】>

【地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援の指定更新について】のページ

2 提出内容等

下記のとおり届出の提出が必要です。

サービス種類	変更届の様式	変更事項及び添付書類	提出期限
地域密着型サービス	「指定更新申請書」 様式第5号	サービス種別ごとの「指定更新申請に係る提出書類一覧」 のとおり(別紙参照)	有効期間内
居宅介護支援			
介護予防支援			

3 留意事項

- 地域密着型サービス・介護予防支援事業所には、下記のとおり事前に市福祉監査課より通知します。

有効期限の月日(満了日)	送付時期	提出期限
2月28日～5月30日	12月中	1月末日
5月31日～10月30日	3月中	4月末日
10月31日～2月27日	8月中	9月末日

- 居宅介護支援事業所には、有効期限の月日(満了日)の前月に市福祉監査課より通知します。通知に記載のある提出期限内までに提出をお願いします。

Ⅶ その他

1 申請書・届出書への国税庁法人番号の記載

令和6年4月1日より、指定申請、更新申請や変更届等の様式に、国税庁の法人番号を記載する欄が追加されました。申請書等の作成にあたっては、事前に国税庁法人番号を確認してください。

なお、国税庁法人番号の確認については、法人内の担当者様へ確認していただくか、国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)をご利用ください。

2 介護給付費算定に係るお問い合わせ方法について

介護給付費算定に係るお問い合わせについては、窓口や電話等により受付し回答していましたが、すぐに回答できない内容や同じ内容の問い合わせが複数事業者からあることから、お問い合わせ内容や回答内容などを必要に応じて市ホームページに掲載し、全事業所に周知することとしています。ついては、下記【福祉監査課お問い合わせフォーム】をご活用の上、お問い合わせをお願いします。

なお、引き続き電話での受付も行いますが、出来る限り【福祉監査課お問い合わせフォーム】からのお問い合わせにご協力をお願いします。

また、下記【福祉監査課お問い合わせフォーム】は、介護給付費算定に係るお問い合わせ以外に利用しても差し支えありませんので、気軽にご活用ください。

【福祉監査課お問い合わせフォーム URL】

<https://logoform.jp/form/PBtX/895692>

※福島市ホームページからもアクセスできます。

福島市ホームページ(<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>)

【ホーム】>【健康・福祉】>【福祉・介護】>【介護・福祉サービス事業者】>

【介護事業者の皆様へ】>【福祉監査課「お問い合わせフォーム」】

3 各通知等の周知方法について

令和3年7月より、通知等については主に電子メールにより送付しています。今後も引き続き、電子メールにより通知等を送付しますので、メールアドレスが変更になった場合には変更届出書の提出をお願いします。

【地域密着型サービス変更届出書類一覧】

〈必要書類〉

以下の1から13の事項に変更があった場合、変更の届出が必要となります。届出様式や添付書類、届出が必要なサービスの種類は、下記のとおりです。

変更届出書
(第2号様式)

付表

(変更月の)
勤務形態一覧表

添付書類
※変更事項により異なります

変更の届出が必要となるサービスの種類			①夜間対応型訪問介護	②地域密着型通所介護	③(型)通所介護	④多機能型居宅介護(小規模)	⑤対応型共同生活介護(認知症)	⑥福祉施設密着型介護生活老人	⑦型訪問巡回看護・随時対応	⑧居宅介護小規模多機能型	⑨居宅介護支援	⑩介護予防支援
変更届出書の変更があった事項	変更の届出が必要となる場合	添付書類										
1	事業所又は施設の名称	事業所(施設)の名称が変わった場合	○注1	○注1	○注1	○注1	○	○	○注1	○注1	○	○
2	事業所又は施設の所在地	事業所(施設)の住所が変わった場合 事業所(施設)が移転した場合	○注1	○注1	○注1	○注1	○	○	○注1	○注1	○	○
3	申請者(法人)の名称・所在地・代表者の氏名・生年月日・住所及び職名(個人にあつては、氏名、住所)	法人等の名称が変わった場合 法人の住所が変わった場合 法人等の事務所が移転した場合 法人等の代表者が変更になった場合 法人等の代表者の氏名、住所が変更になった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	登記事項証明書・条例等(指定に係る事業に関するものに限定。)	登記事項証明書の記載内容(指定事業に関する部分=事業目的等)が変更になった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	事業所又は施設の建物の構造概要、設備の概要等 ※変更申請の前に必ず事前相談を行うこと	事業所(施設)の平面図や構造等が変更になった場合 事業所(施設)を増築したり、事業に係る敷地面積が増えた場合 事業所(施設)が移転した場合 など	○注1	○注1	○注1	○注1	○	○	○注1	○注1	○	○
6	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所(介護老人保健施設を除く。)	事業所(施設)の管理者に変更があった場合 事業所(施設)の管理者の氏名又は住所が変更になった場合	△注1	△注1	△注1	△注1	△	△	△注1	△注1	△	△
7	運営規程	事業所(施設)の運営規程の内容に変更があった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	介護保健施設との連携支援体制・協力医療機関(病院、歯科など)の概要	協力医療機関(協力病院、協力歯科医療機関)に変更があった場合 協力医療機関に変更はないが、その名称、診療科目・契約内容に変更があった場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
9	併設する施設の変更(併設する施設がある場合)	併設する施設の概要が変更した場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
10	入所者の定員	事業所(施設)の利用者(入所者、入院患者)の定員に変更(増減)があった場合	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
11	介護支援専門員の氏名及び登録番号	介護支援専門員として業務に従事する者に変更や増減があった場合 介護支援専門員として業務に従事する者の氏名に変更があった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	計画作成担当者の氏名	計画作成担当者に変更した場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	(1)その他生活相談員の変更 (2)その他事業所又は開設者の電話、FAX番号、メールアドレス	生活相談員に異動があった場合 事業所、開設者の電話番号又はFAX番号・メールアドレスに変更があった場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1：当該事業所の所在地以外の場所に、当該事業所の一部として使用されている事業所や事業の一部を行う施設(いわゆるサテライト事業所)を有するときは、当該事業所(施設)の名称・所在地の変更を含む。

注2：社会福祉主事任用資格で厚生省が指定する社会福祉に関する科目を3科目以上履修して卒業した者は、履修及び卒業の状況を証する書類(成績証明書等)を添付。

注3：介護福祉士の場合は実務経験証明書を添付。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の添付書類について

1 体制等に関する届出

介護給付費算定に係る体制に変更があった場合には届出が必要です。また、加算に係る要件を満たさなくなった場合等には、速やかに加算を廃止する旨届出してください。

2 適用年月日

(1) 加算の場合

ア 居宅サービス及び介護予防サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を除く。)、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)、総合事業

・届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月から算定開始

・届出が毎月16日以降になされた場合は、翌一月から算定開始

イ 介護保険施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

・届出が受理された日の属する月の翌月から算定開始(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定開始)

(2) 加算の取下げ、減算の場合

・事実の発生日が適用年月日となりますので、(1)にかかわらず速やかに提出してください。

3 加算(報酬)届出に係る必要書類

(1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2、別紙3-2、別紙50) ※居宅、施設等サービスと地域密着型サービス及び総合事業で様式が違うためご注意ください。

(2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3、別紙1-4) ※サービス種類に対応する様式をお使いください。

(3) 添付書類(下記一覧表と参照してください。届出内容により異なります。)

4 留意事項

(1) 1つのサービスで、職員配置の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の勤務表に全ての要件を記載してください。

(2) 利用者の個人情報が記載されている資料を添付する場合は、利用者名を伏せてください。

(3) 受理した日をもって届出日になるので、郵送の際は余裕をもって提出してください。

(4) 加算(報酬)届出により、運営規程の変更がある場合等は変更届出も併せて届出してください。

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
訪問介護	加算等	施設等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し、又は自家用有償旅客運送者登録証の写し ○ 市町村意見書 ○ 運営規程の写し 	・体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙8)定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書 ○ 利用者又はその家族等から連絡があった場合に常時対応できる体制を確認できる書類 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けていることが分かる書類又は実施計画書の写し 	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ共通】 ○ (別紙9)特定事業所加算Ⅰ～Ⅳに係る届出書(訪問介護事業所) ○ 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された個別研修計画(従業者が多い場合は、見本として数件抽出) ○ 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回数分)等) ○ サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を確認できる資料 ○ 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類(全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等(健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○ 緊急時における対応方法の明示を確認できる書類(重要事項説明書等) 【加算Ⅰ】:下記①～④すべて、⑤・⑥又は⑦～⑩ ① (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(申請日の属する月のもの) ② 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修過程修了者及び1級過程修了者の介護職員の合計が50%以上であることが確認できる資料((別紙7-2)有資格者等の割合の参考計算書、職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務の形態一覧表(参考様式1)) ③ 介護福祉士の資格証の写し又は実務者研修、介護職員基礎研修過程、一級過程の修了証の写し ④ サービス提供責任者経歴書 ⑤ (別紙9-3)重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書(特定事業所加算Ⅰ)・(Ⅲ)) ⑥ たんの吸引等の行為を必要とする利用者の割合の場合は、事業所の登録証の写し ⑦ 病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により24時間連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 ⑧ 看取り期における対応方針 ⑨ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料 ⑩ 看取り期の利用者への対応実績が確認できる資料 【加算Ⅱ】 ○ 上記① ○ 上記②・③又は④ 【加算Ⅲ】 ○ 上記①又は下記⑪ ⑪ 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であることが確認できる資料(職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)及び計算式(任意)等) ○ 上記⑤・⑥又は⑦～⑩ 【加算Ⅳ】 ○ 上記①又は⑪ 【加算Ⅴ】 ○ (別紙9-2)特定事業所加算Ⅴに係る届出書(訪問介護事業所) ○ 中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供状況実績が確認できる資料 ○ 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っている事を確認できる資料 	
		共生型サービスの提供(居宅介護事業所、重度訪問介護事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
		同一建物減算	(別紙10)「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(※)※「同一建物減算(同一敷地内建物等に居住する者への提供(利用者50人以上))」に該当する場合を除く。	
		特別地域加算	-	
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	-	
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	○ 中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認表(参考計算様式3)	
		口腔連携強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙11)口腔連携強化加算に関する届出書 ○ 歯科医療機関と相談体制を確保したことが確認できる書類 	

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
訪問介護	加算等	認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙12)認知症専門ケア加算に係る届出書 ○ 対象者の占める割合が利用者の2分の1以上であることが分かる書類 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 【加算Ⅱ】 ○ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上であることが分かる書類 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況	
		介護職員等処遇改善加算	【算定又は変更しようとするときの届出】 ○ 介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書等 【実績報告】 ○ 介護職員等処遇改善加算等実績報告書	※「介護職員等処遇改善加算等」に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(介護保険最新情報Vol.1215)を参照
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	加算等	高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		特別地域加算		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
		認知症専門ケア加算		
看取り連携体制加算		(別紙13)看取り連携体制加算に係る届出書 ○ 訪問看護ステーション等との連携により利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を整備していることが確認できる書類 ○ 看取り期における対応方針 ○ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料 ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料		
サービス提供体制強化加算		【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14)「サービス提供体制強化加算」に関する届出書 ○ 従業者ごとの研修計画(「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回分)等) ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類(全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等(健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ○ 介護福祉士の資格証の写し、実務者研修等の修了証の写し 【加算Ⅰ】 ○ 加算Ⅰは介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上の分かる資料 【加算Ⅱ】 ○ 加算Ⅱは介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の分かる資料 【加算Ⅲ】 ○ 介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上の分かる資料 ○ 勤続7年以上の者が30%以上の分かる資料		
介護職員等処遇改善加算		(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
訪問看護 (介護予防訪問看護)	施設の区分	定期巡回・随時対応型サービス連携	○ (別紙15)訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問看護連携に係る届出書	※訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け出をしている事業所であること。
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
	特別地域加算			
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)			
	緊急時訪問看護加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙16)緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル(※看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ) 【加算Ⅰのみ】 ○ 看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が確認できる書類	※届出を受理した日から算定可能。	
	特別管理体制	○ (別紙16)緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)		
	専門管理加算	○ (別紙17)専門管理加算に係る届出書 ○ 専門の研修を修了したことが確認できる書類(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)		
	ターミナルケア体制	○ 緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)		
	遠隔死亡診断補助加算	○ (別紙18)遠隔死亡診断補助加算に係る届出書 ○ 研修を修了したことが確認できる書類(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)		
看護体制強化加算	○ (別紙19)看護体制強化加算に係る届出書(介護予防)訪問看護事業所) ○ 算定の根拠となる資料			
口腔連携強化加算	(訪問介護に同じ)			

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
訪問看護 (介護予防訪問看護)	加算等	サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙14-2)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ 従業者ごとの研修計画(「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回分)等) ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類(全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等(健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式7) 【加算Ⅰ】 ○ 看護師等の総数のうち、勤続7年以上の者が30%以上であることが分かる資料 【加算Ⅱ】 ○ 勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であることが分かる資料	
訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	加算等	高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		特別地域加算		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
		リハビリテーションマネジメント加算	-	
		リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	-	
		口腔連携強化加算	(訪問介護に同じ)	
		移行支援加算	○ (別紙20)訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書 ○ 算定の根拠となる資料	
居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	加算等	特別地域加算		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
		医療用麻薬持続注射療法加算	○ 麻薬及び向精神薬取締法第3条の規定による麻薬小売業者の免許の写し ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可の写し	
		在宅中心静脈栄養加算	○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可の写し又は同法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業の届出が確認できる書類	
通所介護	加算等	施設等の区分	○ 通所介護の規模別報酬確認表(参考計算様式①)	毎年度確認を行うこと。
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		業務継続計画策定の有無	-	
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	○ 感染症又は災害発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式	
		時間延長サービス体制	○ 運営規程の写し(延長サービスを行う時間が明記されていること)	・加算の届出を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		共生型サービスの提供(生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
		生活相談員配置等加算	○ (別紙21)生活相談員配置等加算に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 生活相談員の資格証、経歴書 ○ 地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類	
		入浴介助加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ 浴室部分の状況がわかる平面図等 ○ 入浴介助に関する研修を実施又は実施することが分かる資料等	
		中重度者ケア体制加算	○ (別紙22)中重度者ケア体制加算に係る届出書 ○ (別紙22-2)利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護職員の資格証の写し	※勤務形態一覧表だけで加算の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加算要件を満たす書類を作成すること。
		生活機能向上連携加算	-	
		個別機能訓練加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算(申出)の有無	-	※一度申出を行えば、申出を「なし」に取り下げない限り、毎年度の申出は不要。

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
通所介護	加算等	認知症加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙23)認知症加算に係る届出書 ○ (別紙23-2)利用者の割合に関する計算書(認知症加算) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 認知症介護研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催していることが確認できる資料 	<ul style="list-style-type: none"> ※認知症日常生活自立度Ⅲ以上:ランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する利用者 ※認知症介護研修とは、認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修を指す。 ※勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。 	
		若年性認知症利用者受入加算	-		
		栄養アセスメント・栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し 		
		口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し 		
		科学的介護推進体制加算	-		
		サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-3)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 	
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	加算等	施設等の区分	施設等の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所リハビリテーションの規模別報酬確認表(参考計算様式②) 	※毎年度確認を行うこと。
		職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		業務継続計画策定の有無	-		
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症又は災害発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式 		
		時間延長サービス体制	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		リハビリテーション提供体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 資格証の写し 		
		入浴介助加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		リハビリテーションマネジメント加算	-		
		リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明	-		
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算	-		
		生活行為向上リハビリテーション実施加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の免許証の写し ○ 生活行為の内容の充実を図るための研修の修了証の写し 		
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		栄養アセスメント・栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し 		
		口腔機能向上加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		中重度者ケア体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙22)中重度者ケア体制加算に係る届出書 ○ (別紙22-2)利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護職員の資格証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ※勤務形態一覧表だけで加配の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。 	
		科学的介護推進体制加算	-		
		移行支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙18) ○ 算定の根拠となる資料 		
		サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-3)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 	
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
一体的サービス提供加算(介護予防のみ)	-				
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	加算等	夜勤勤務条件基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 		
		職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 		
		ユニットケア体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※記載上の留意点 ① 日中、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ② 夜間・深夜、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。 ○ ユニットリーダー研修修了書の写し 		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		業務継続計画策定の有無	-		

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	加算等	共生型サービスの提供 (短期入所事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)		
		生活相談員配置等加算	○ (別紙21)生活相談員配置等加算に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 生活相談員の資格証、経歴書 ○ 地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類		
		生活機能向上連携加算	-		
		機能訓練指導体制	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し		
		個別機能訓練体制	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し		
		看護体制加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通】 ○ (別紙25)看護体制加算に係る届出書 ○ 看護師、准看護師の免許証の写し ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(看護体制算定の根拠となる計算様式を添付-任意様式) ○ 連携の内容のわかるもの(対応窓口、連携事業所が明記されたもの) 【加算Ⅱ、Ⅳ】 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 【加算Ⅲ、Ⅳ】 ○ 前年度又は前3月の要介護3~5の者が占める割合を示す根拠資料(月ごとに利用者総数及び要介護3~5の者の総数が分かる資料)		・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護については、加算算定の可否はそれぞれ行うこととなりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。【H21.3H21.4改定関係Q&A(vol.1)78参照】
		医療連携強化加算	○ (別紙26)医療連携強化加算に係る届出書		
		看取り連携体制加算	○ (別紙13)看取り連携体制加算に係る届出書 ○ 訪問看護ステーション等との連携により利用者の状態等にに応じた対応ができる連絡体制を整備していることが確認できる書類(看護体制加算Ⅰ又はⅢ)イ若しくはロを算定している場合) ○ 看取り期における対応方針 ○ 看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス体制について適宜見直しを行っていることが確認できる書類 ○ 看取りを行う際、プライバシーの確保及び家族へ配慮をすることについて十分留意していることが確認できる書類(個室又は静養室など、見取り行う場所の平面図等) ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料		
		夜勤職員配置加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通】 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式⑥) 【加算Ⅲ、Ⅳのみ】 ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)		
		テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	○ (別紙27)テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの)		テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤職員配置加算を算定しようとする場合に提出する。
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		送迎体制	○ 送迎者の車検証の写し		
		口腔連携強化加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		療養食加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士又は栄養士の資格証の写し		
		認知症専門ケア加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙12-2)認知症専門ケア加算に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する定期的な会議開催の状況の確認できる書類 ○ 対象者の占める割合が入所者の2分の1以上であることが分かる書類 【加算Ⅱ】 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 認知症ケアに関する研修計画及び開催状況		
		生産性向上推進体制加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙28)生産性向上推進体制加算に係る届出書 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器等の配置が確認できるもの) ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 【加算Ⅰ】 ○ (別紙2)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果 ※1 ○ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組が確認できる資料		※1の様式については、厚生労働省HPよりダウンロードしてください。
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-4)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦)※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合		・※1及び※2の書類については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ・併設する短期入所生活介護がある場合は、勤務実態等に基づき按分する方法により算出してください。
		併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況	-		
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	施設等の区分(老健)	基本型・在宅強化型	○ (別紙29)介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6年9月サービス提供分まで) ○ (別紙29-2)介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6年10月サービス提供分以降) ○ 算定の根拠となる書類
療養型	○ (別紙29-3)介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書 ○ 算定の根拠となる書類				
施設等の区分(病院療養型、診療所型)	I型、II型、III型療養機能強化型等		○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護職員の資格を証する書類の写し ○ (療養機能強化型に該当する場合)(別紙29-4)病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出書 ○ (療養機能強化型に該当する場合)各要件を満たす書類 ○ (病院経過型又はユニット型病院経過型に該当する場合)介護老人保健施設等への移行準備計画		
施設等の区分(介護医療院型)	I型、II型、特別介護医療院等		○ (別紙30)介護医療院(I型)の基本施設サービス費に係る届出書、又は(別紙30-2)介護医療院(II型)の基本施設サービス費に係る届出書		

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	加算等	夜間勤務条件基準	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員数を満たさないこと(満たすこと)を示す資料(算出方法等)		
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		業務継続計画策定の有無	-		
		夜勤職員配置加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式⑥) ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)		
		リハビリテーション提供体制(老健:言語聴覚療法、精神科作業療法、その他) (病院診療所等:理学療法Ⅰ、作業療法、言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)	○ 「リハビリテーション指導管理」等に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し		
		認知症ケア加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 平面図		
		療養環境基準(病院療養型)	○ 療養環境基準の変更がわかる書類(平面図(廊下幅を明記すること。))		
		医師の配置基準(病院療養型)	○ 医療法施行規則第49条が適用されていることが分かる書類 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		設備基準	○ 平面図(廊下幅を明記すること。)		
		食堂の有無(診療所型)	○ 平面図		
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算	○ (別紙29)介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6年9月サービス提供分まで) ○ (別紙29-2)介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6年10月サービス提供分以降) ○ 算定の根拠となる書類		
		送迎体制	-		
		口腔連携強化加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		特別療養費項目(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し)	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し		
		療養体制維持特別加算	【加算Ⅰ】 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 転換前の病棟の証明 【加算Ⅱ】 ○ (別紙29-3)介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書 ○ 算定の根拠となる書類		
		療養食加算			
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算			
		重度認知症疾患療養体制加算	○ (別紙31)介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書		
		特定診療費項目(病院療養型・病院経過型等)	○ 「重症皮膚潰瘍管理指導」、「薬剤管理指導」、「集団コミュニケーション療法」に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し		
サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-4)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合		※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。		
併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況	-				
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)		
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		身体拘束廃止取組の有無	-		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		業務継続計画策定の有無	-		
		入居継続支援加算	○ (別紙32)入居継続支援加算に係る届出書 ○ 算定の根拠となる書類		
		テクノロジーの導入(入居継続支援加算加算関係)	○ (別紙32-2)テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器等の配置が確認できるもの) ○ 要件を満たすことが分かる議事概要 ○ 算定の根拠となる書類		見守り機器等の導入により緩和された基準で入居継続支援加算を算定しようとする場合に提出する。
		生活機能向上連携加算	-		
		個別機能訓練加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し		
		ADL維持等加算(申出)の有無	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		夜間看護体制加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙33)夜間看護体制加算に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護師免許証の写し ○ 必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していることが確認できる書類 ○ 重度化した場合における対応に係る指針の写し 【加算Ⅱ】 ○ 看護職員により、又は病院若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保していることが確認できる書類		
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
科学的介護推進体制加算					

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)	加算等	看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙34-2)看取り介護体制に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看取りに関する指針 ○ 多職種による協議の上、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している事が確認できる書類 ○ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料 ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料 	
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		高齢者施設等感染対策向上加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙35)高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書 【加算Ⅰ】 ○ 第二種協定指定医療機関等との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることが確認できる書類 ○ 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めたことが確認できる書類 ○ 院内感染対策の研修または訓練を確認できる資料(参加した日時が明記されているもの) 【加算Ⅱ】 ○ 施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を確認できる資料(実施した日時が明記されているもの)	
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-6)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
特定施設入居者生活介護(短期利用)	加算等	施設の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期利用特定施設入居者生活介護費に関する確認表(参考計算様式⑤) ○ 有料老人ホームの運営規程又は重要事項説明書の写し 	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		身体拘束廃止取組の有無	-	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		業務継続計画策定の有無	-	
		夜間看護体制加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		若年性認知症患者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)	加算等	介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		特別地域加算		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
介護福祉施設サービス	加算等	夜間勤務条件基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員数を満たさないこと(満たすこと)を示す資料(算出方法等) 	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無	-	
		安全管理体制	-	※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		業務継続計画策定の有無	-	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	-	
		日常生活継続支援加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙37)日常生活継続支援加算に関する届出書 ○ 入所者の状況が確認できる書類 ○ 算定の根拠となる書類(介護福祉士の資格証の写し、(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表等) 	
		テクノロジーの導入(日常生活支援加算関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙37-2)テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器等の配置が確認できるもの) ○ 要件を満たすことが分かる議事概要 ○ 算定の根拠となる書類 	見守り機器等の導入により緩和された基準で日常生活支援加算を算定しようとする場合に提出する。
		看護体制加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙25-2)看護体制加算に係る届出書 ○ 看護師、准看護師の免許証の写し ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(看護体制算定の根拠となる計算様式を添付一任意様式) ○ 連携の内容のわかるもの(対応窓口、連携事業所が明記されたもの) 【加算Ⅱ】 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類	・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うこととなりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 [H21.3H21.4改定関係Q&A(vol.1)78参照]
		夜勤職員配置加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通】 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式⑥) 【加算Ⅲ、Ⅳ】 ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)	
		テクノロジーの導入(夜間職員配置加算関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙27)テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの) 	テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤職員配置加算の算定しようとする場合に提出する。

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
介護福祉施設サービス	加算等	準ユニットケア体制	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※記載上の留意点 ①日中、準ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ②夜間・深夜、2準ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。 ○ 平面図及び写真	
		生活機能向上連携加算	-	
		個別機能訓練加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算(申出)の有無	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		若年性認知症利用者受入加算		
		常勤専従医師配置	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
		精神科医師定期的療養指導	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
		障害者生活支援体制	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 障害者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証する書類の写し	
		栄養マネジメント強化体制	○ (別紙38)栄養マネジメント体制に関する届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し	
		療養食加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		配置医師緊急時対応加算	○ (別紙39)配置医師緊急時対応加算に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師の資格証の写し ○ 入所者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類 ○ 24時間対応可能な体制が確認できる書類	
		看取り介護体制	○ (別紙34)看取り介護体制に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ オンコール体制に関する取り決め(指針やマニュアル等)の写し ○ 看取りに関する指針の写し ○ 多職種による協議の上、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している事が確認できる書類 ○ 看取りに関する職員研修の体制 ○ 平面図(個室又は静養室を確認できるもの) ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料	※加算Ⅱを取得する場合は配置医師緊急時対応加算の届出をすることが必要
		在宅・入所相互利用体制	-	
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙40)認知症チームケア推進加算に係る届出書 ○ 利用者又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合の算定資料 ○ 行動・心理症状に対応するチームを組んでいることが確認できる書類 【加算Ⅰ】 ○ 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し、及び認知症チームケア推進研修の修了証の写し 【加算Ⅱ】 ○ 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し、及び認知症チームケア推進研修の修了証の写し	
		褥瘡マネジメント加算	○ (別紙41)褥瘡マネジメント加算に関する届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	・LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		排せつ支援加算	-	・LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		自立支援促進加算	-	・LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上が必要。
		科学的介護推進体制加算	-	
		安全対策体制	○ 外部研修を受けたことのできる書類 ○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることが確認できる書類	
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-4)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	・※1及び※2の書類については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ・併設する短期入所生活介護がある場合は、勤務実態等に基づき按分するなどの方法により算出してください。
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		介護保健施設サービス	施設の区分	基本型・在宅強化型
療養型	○ (別紙29-3)介護老人保健施設(療養型)の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る届出書 ○ 算定の根拠となる書類			
加算等	夜間勤務条件基準		(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)
	職員の欠員による減算の状況		○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
	ユニットケア体制		(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
身体拘束廃止取組の有無	-			
安全管理体制	-	※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は減算。		

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
介護保健施設サービス	加算等	高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		業務継続計画策定の有無	-		
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	-		
		夜勤職員配置加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式6) ○ 夜勤時間帯を帯びて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(喀痰吸引にかかる登録証及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)		
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算	-		
		認知症ケア加算	(短期入所療養介護に同じ)		(短期入所療養介護に同じ)
		若年性認知症利用者受入加算	-		
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算	○ (別紙29)介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6年9月サービス提供分まで) ○ (別紙29-2)介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書(※令和6年10月サービス提供分以降) ○ 算定の根拠となる書類		
		ターミナルケア体制	-		
		特別診療費加算項目(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導)	(短期入所療養介護に同じ)		(短期入所療養介護に同じ)
		療養体制維持特別加算	-		
		栄養マネジメント強化体制	○ (別紙38)栄養マネジメント体制に関する届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し		
		療養食加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		認知症専門ケア加算	(介護福祉施設サービスに同じ)		(介護福祉施設サービスに同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)		(介護福祉施設サービスに同じ)
		リハビリテーション提供体制	○ 「リハビリテーション指導管理」等に相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写し		
		リハビリ計画書情報加算	-		
		褥瘡マネジメント加算	(介護福祉施設サービスに同じ)		(介護福祉施設サービスに同じ)
		排せつ支援加算	(介護福祉施設サービスに同じ)		(介護福祉施設サービスに同じ)
		自立支援促進加算	-		
		科学的介護推進体制加算	-		
		安全対策体制	○ 外部研修を受けたことの方の書類 ○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることの方の書類		
		科学的介護推進体制加算	-		
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)		(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-4)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式7) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の方の書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の方の書類 ※該当する場合		※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)		
介護医療院	加算等	施設の区分	○ (別紙30)介護医療院(Ⅰ型)の基本施設サービス費に係る届出書、又は(別紙30-2)介護医療院(Ⅱ型)の基本施設サービス費に係る届出書		
		夜間勤務条件基準	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)	
		職員の欠員による減算の状況	(短期入所療養介護に同じ)	(短期入所療養介護に同じ)	
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)	
		身体拘束廃止取組の有無	-		
		安全管理体制	-		※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		業務継続計画策定の有無	-		
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	-		
		療養環境基準(病院療養型)	○ 療養環境基準の変更がわかる書類(平面図(廊下幅を明記すること。))		
		若年性認知症患者(利用者)受入加算	-		
		栄養マネジメント強化体制	○ (別紙38)栄養マネジメント体制に関する届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し		
		療養食加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		特別療養費項目(重症皮膚潰瘍管理指導、薬剤管理指導、集団コミュニケーション療法)	(短期入所療養介護に同じ)		(短期入所療養介護に同じ)
		リハビリテーション提供体制(病院診療所等:理学療法Ⅰ、作業療法、言語聴覚療法、精神科作業療法、その他)	(短期入所療養介護に同じ)		(短期入所療養介護に同じ)
		リハビリテーション・口腔・栄養に係る計画の提出	-		
		認知症短期集中リハビリテーション加算	-		
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)		(介護福祉施設サービスに同じ)
		重度認知症患者療養体制加算	(短期入所療養介護に同じ)		(短期入所療養介護に同じ)

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
介護医療院	加算等	排せつ支援加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		自立支援促進加算		
		科学的介護推進体制加算	—	
		安全対策体制	○ 外部研修を受けたことの方かる書類 ○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること書類	
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(介護保健施設サービスに同じ)	(介護保健施設サービスに同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
居宅介護支援	加算等	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	○ ケアプランデータ連携システムを利用していることが確認できる書類 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		特別地域加算		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
		特定事業所集中減算	○ 特定事業所集中減算判定様式 ※80%を超えているが正当な理由と認められたことにより減算ありからなしとなる場合は、正当な理由と認められた市からの通知の写し	
		特定事業所加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙36)特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ・特定事業所医療連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所) 【加算A】 ○ (別紙36-2)特定事業所加算Aに係る届出書(居宅介護支援事業所) 【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、A共通】 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 主任介護支援専門員の研修の修了証(写) ○ 介護支援専門員証の写し ○ 利用者情報・サービス提供上の留意事項等の伝達を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(介護次第、介護の出席表、議事録等) ○ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している事が確認できる書類 ※加算(A)において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類 ○ 介護支援専門員についての研修計画(「全体の研修計画」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ※加算(A)において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類 ○ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していることが確認できる書類 ○ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等の事例検討会、研修等に参加していることが確認できる資料 ○ 居宅介護支援における「特定事業所集中減算判定様式」(加算の算定開始月の減算適用の有無が確認できるもの) ○ 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であることが確認できる資料 ○ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが確認できる資料 ※加算(A)において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類 ○ 他法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していることが確認できる資料 ※加算(A)において、連携している場合は連携して実施していることが分かる書類 【加算Ⅰのみ】 ○ 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であることが確認できる資料	
		特定事業所医療介護連携加算	○ (別紙36)特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ・特定事業所医療連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所) ○ 退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上であることが確認できる資料 ○ ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上(※)算定していることが確認できる資料 ※令和7年3月31日までの間は5回以上、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は令和6年3月における算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間における算定回数を加えた数が15以上。	特定事業所加算加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定している場合に算定可能。
ターミナルケアマネジメント加算	○ (別紙36)特定事業所加算Ⅰ～Ⅲ・特定事業所医療連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所) ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)			
介護予防支援(居宅介護支援事業者)	加算等	特別地域加算		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設等の区分	一体型・連携型の異動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一体型への異動にあつては、看護士の配置基準が確認できる書類(勤務形態一覧表、看護師等の資格証の写し) ○ 連携型への異動にあつては、訪問看護ステーション等との連携が確認できる書類(契約書等) 	・体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
	加算等	特別地域加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		緊急時訪問看護加算	(訪問看護に同じ)		(訪問看護に同じ)
		特別管理体制	(訪問看護に同じ)		(訪問看護に同じ)
		ターミナルケア体制	(訪問看護に同じ)		(訪問看護に同じ)
		総合マネジメント体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙42)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 【加算Ⅰ】 ○ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 ○ 下記①～④のいずれか1つ以上実施していることが確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること(※) ② 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ③ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること ④ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること 	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件。(R6.1.22「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」P14参照)	
		認知症専門ケア加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ 従業者ごとの研修計画(「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画(従業者が多い場合は見本として数件抽出)」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等) ○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、会議の出席表、議事録(直近の連続した複数回分)等) ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類(全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等(健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと)) ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ○ 介護福祉士の資格証の写し、実務者研修等の修了証の写し 【加算Ⅰ】 ○ 加算Ⅰは介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上又は継続10年以上介護福祉士25%以上の分かる資料 【加算Ⅱ】 ○ 加算Ⅱは介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の分かる資料 【加算Ⅲ】 ○ 介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上の分かる資料 ○ 従業者総数のうち、常勤の者の総数が60%以上の分かる資料 ○ 継続7年以上の者が30%以上の分かる資料 	※同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。			
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)		

夜間対応型訪問介護	加算等	高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		24時間通報対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙43)24時間通報対応加算に係る届出書(夜間対応型訪問介護事業所) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オペレーションセンターサービスを規定した書類等及び重要事項説明書等) 		
		特別地域加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		認知症専門ケア加算	(訪問入浴介護に同じ)		(訪問入浴介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)

地域密着型通所介護	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	-		
		時間延長サービス体制	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		共生型サービスの提供(生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所)	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指し書の写し等)		
		生活相談員配置等加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		入浴介助加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		中重度者ケア体制加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		重度者ケア体制加算	○ 看護職員の資格証の写し		
		生活機能向上連携加算	○ 認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修の修了証の写し		
		個別機能訓練加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		ADL維持等加算(申出)の有無	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		認知症加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		栄養アセスメント・栄養改善体制	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		口腔機能向上加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)		
サービス提供体制強化加算	地域密着型通所介護:(通所介護に同じ) 療養通所介護:(訪問看護に同じ)		(同左)		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)		

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	—		
		業務継続計画策定の有無	—		
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	—		
		時間延長サービス体制	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		入浴介助加算			
		生活機能向上連携加算			
		個別機能訓練加算			
		ADL維持等加算(申出)の有無			
		若年性認知症利用者受入加算			
		栄養アセスメント・栄養改善体制			
		口腔機能向上加算			
		科学的介護推進体制加算			
		サービス提供体制強化加算			
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	—		
		業務継続計画策定の有無	—		
		特別地域加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)			
		認知症加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○(別紙44)認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る届出書 ○(別紙23-2)利用者の割合に関する計算書(認知症加算) ○(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算Ⅰ】 ○認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画	※認知症日常生活自立度Ⅲ以上:ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者 ※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。 ※勤務形態一覧表だけで加算の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加算要件を満たす書類を作成すること。	
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		看護職員配置加算	○(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○看護職員の資格証の写し		
		看取り連携体制加算	○看取り連携体制加算に係る届出書(小規模多機能型居宅介護事業所)(別紙9-6) ○看護師による24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)		
		訪問体制強化加算	○(別紙45)訪問体制強化加算に係る届出書 ○(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		総合マネジメント体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○(別紙42)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 【加算Ⅰ】 ○日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 ○多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の写し(サンプルとして数件を提出) ○下記①~④のいずれか1つ以上実施していることが確認できる資料 ① 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること ② 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること ③ 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ④ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること		
		科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)	
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○(別紙14-5)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。	
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)(短期利用型)	加算等	職員の欠員による減算の状況	(小規模多機能型居宅介護に同じ)	(小規模多機能型居宅介護に同じ)	
		高齢者虐待防止措置実施の有無			
		業務継続計画策定の有無			
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)	
		サービス提供体制強化加算	(小規模多機能型居宅介護に同じ)	(小規模多機能型居宅介護に同じ)	
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	加算等	夜間勤務条件基準	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		身体拘束廃止取組の有無	-	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		業務継続計画策定の有無	-	
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	○ 平面図 ○ 安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)の分かる書類	
		夜間支援体制加算	○ (別紙46)夜間支援体制加算に係る届出書(介護予防認知症対応型共同生活介護事業所) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの) ※ ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 ※	※見守り機器を導入した場合に提出
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		利用者の入院期間中の体制	-	・体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。
		看取り介護加算	○ (別紙47)看取り介護加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看取りに関する指針 ○ 多職種による協議の上、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している事が確認できる書類 ○ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料 ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料	
		医療連携体制	【加算 I、II 共通】 ○ 重度化した場合の対応に係る指針の写し ○ 事業所又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していることが確認できる資料(勤務形態一覧表、連携先との覚書等) ○ 看護師による24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等) 【加算 I】 ○ (別紙48)医療連携体制加算(I)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 【加算 II】 ○ (別紙48-2)医療連携体制加算(II)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) ○ 算定日の属する月の前3月間について、医療的ケアが必要な者の受入人数が確認できる書類	
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
サービス提供体制強化加算	【加算 I、II、III 共通】 ○ (別紙14-6)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) (短期利用型)	加算等	夜間勤務条件基準	(認知症対応型共同生活介護に同じ)	(認知症対応型共同生活介護に同じ)
		職員の欠員による減算の状況		
		身体拘束廃止取組の有無		
		高齢者虐待防止措置実施の有無		
		業務継続計画策定の有無		
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		夜間支援体制加算		
		若年性認知症利用者受入加算		
		医療連携体制加算		
		高齢者施設等感染対策向上加算		
生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)		
サービス提供体制強化加算	(認知症対応型共同生活介護に同じ)	(認知症対応型共同生活介護に同じ)		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
地域密着型特定施設入居者生活介護	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		身体拘束廃止取組の有無		
		高齢者虐待防止措置実施の有無		
		業務継続計画策定の有無		
		入居継続支援加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		テクノロジーの導入(入居継続支援加算加算関係)		
		生活機能向上連携加算		
		個別機能訓練加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		ADL維持等加算(申出)の有無		
		夜間看護体制加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		看取り介護加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
地域密着型特定施設入居者生活介護	加算等	高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-6)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)	加算等	職員の欠員による減算の状況	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無		
		高齢者虐待防止措置実施の有無		
		業務継続計画策定の有無		
		夜間看護体制	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		若年性認知症利用者受入加算		
		高齢者施設等感染対策向上加算		
		生産性向上推進体制加算		
サービス提供体制強化加算	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	加算等	夜間勤務条件基準	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無	-	
		安全管理体制	-	※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-	
		業務継続計画策定の有無	-	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	-	
		日常生活継続支援加算	○ (別紙37)日常生活継続支援加算に関する届出書 ○ 入所者の状況が確認できる書類 ○ 算定の根拠となる書類(介護福祉士の資格証の写し、(参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表等)	
		テクノロジーの導入(日常生活支援加算関係)	○ (別紙37-2)テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器等の配置が確認できるもの) ○ 要件を満たすことが分かる議事概要 ○ 算定の根拠となる書類	見守り機器等の導入により緩和された基準で日常生活支援加算を算定しようとする場合に提出する。
		看護体制加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙25-2)看護体制加算に係る届出書 ○ 看護師、准看護師の免許証の写し ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(看護体制算定の根拠となる計算様式を添付-任意様式) ○ 連携の内容のわかるもの(対応窓口、連携事業所が明記されたもの) 【加算Ⅱ】 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類	・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うこととなりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 【H21.3H21.4改定関係Q&A(vol.1)78参照】
		夜勤職員配置加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通】 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表(参考計算様式⑥) 【加算Ⅲ、Ⅳ】 ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または陪痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等(陪痰吸引にかかる登録証等及び陪痰吸引可能な事業者であることを証する書類)	
		テクノロジーの導入(夜間職員配置加算関係)	○ (別紙27)テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの)	テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤職員配置加算の算定しようとする場合に提出する。
		準ユニットケア体制	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※記載上の留意点 ①日中、準ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ②夜間・深夜、2準ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。 ○ 平面図及び写真	
		生活機能向上連携加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		個別機能訓練加算	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算(申出)の有無	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		若年性認知症入所者受入加算		
		常勤専従医師配置	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
		精神科医師定期的療養指導	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
障害者生活支援体制	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 障害者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証する書類の写し			
栄養マネジメント強化体制	○ (別紙38)栄養マネジメント体制に関する届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し			
療養食加算	(短期入所生活介護に同じ)			

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	加算等	配置医師緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙39)配置医師緊急時対応加算に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師の資格証の写し ○ 入居者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類 ○ 24時間対応可能な体制が確認できる書類 		
		看取り介護体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙34)看取り介護体制に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ オンコール体制に関する取り決め(指針やマニュアル等)の写し ○ 看取りに関する指針の写し ○ 多職種による協議の上、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している事が確認できる書類 ○ 看取りに関する職員研修の体制 ○ 平面図(個室又は静養室を確認できるもの) ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料 	※加算IIを取得する場合は配置医師緊急時対応加算の届出を要していることが必要	
		在宅・入所相互利用体制	(介護福祉施設サービスに同じ)		(介護福祉施設サービスに同じ)
		小規模拠点集合体制	○ 同一敷地内に複数の居住単位を設けていることが確認できる資料		
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)		(介護福祉施設サービスに同じ)
		褥瘡マネジメント加算			
		排せつ支援加算			
		自立支援促進加算			
		科学的介護推進体制加算			
		安全対策体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部研修を受けたことのできる書類。 ○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備されていることのできる書類。 		
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)		
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算I、II、III共通】 ○ (別紙14-4)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・※1及び※2の書類については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ・併設する短期入所生活介護がある場合は、勤務実態等に基づき按分するなどの方法により算出してください。 	
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	-		
		業務継続計画策定の有無	-		
		訪問看護体制減算	○ (別紙49)看護体制及びサテライト体制に係る届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)		
		サテライト体制	○ (別紙49)看護体制及びサテライト体制に係る届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)		
		特別地域加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)			
		認知症加算	(小規模多機能型居宅介護に同じ)		
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		栄養アセスメント・栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し 		
		口腔機能向上加算	(通所介護に同じ)		
		緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算I、II共通】 ○ (別紙16)緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ○ (参考様式1)従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル(※看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ) 【加算Iのみ】 ○ 看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が確認できる書類 	※届出を受理した日から算定可能。	
		特別管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙16)緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等) 		
		専門管理加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙17)専門管理加算に係る届出書 ○ 専門の研修を修了したことが確認できる書類(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) 		
		ターミナルケア体制	(訪問看護に同じ)		(訪問看護に同じ)
遠隔死亡診断補助加算	<ul style="list-style-type: none"> ○ (別紙18)遠隔死亡診断補助加算に係る届出書 ○ 研修を修了したことが確認できる書類(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可) 				
看護体制強化加算	○ (別紙49)看護体制及びサテライト体制に係る届出書(看護小規模多機能型居宅介護事業所)				
訪問体制強化加算	○ (別紙45)訪問体制強化加算に係る届出書				
総合マネジメント体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> 【加算I、II共通】 ○ (別紙42)総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 ○ 日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していることが確認できる資料 【加算I】 ○ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 ○ 多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の写し(サンプルとして数件を提出) ○ 下記①～④のいずれか1つ以上実施していることが確認できる資料 ① 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること ② 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること ③ 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ④ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること 				

■加算(報酬)関係一覧表

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	加算等	褥瘡マネジメント加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		排せつ支援加算		
		科学的介護推進体制加算		
		生産性向上推進体制加算		
		サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-5)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	加算等	職員の欠員による減算の状況	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)
		高齢者虐待防止措置実施の有無		
		業務継続計画策定の有無		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
第1号訪問事業	加算等	高齢者虐待防止措置実施の有無	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		同一建物減算		
		特別地域加算		
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)		
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)		
		口腔連携強化加算		
介護職員等処遇改善加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)		
第1号通所事業	加算等	職員の欠員による減算の状況	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		高齢者虐待防止措置実施の有無		
		業務継続計画策定の有無		
		若年性認知症患者受入加算		
		生活機能向上グループ活動加算	○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式第1号)	
		栄養アセスメント・栄養改善体制	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		口腔機能向上体制		
		一体的サービス提供加算		
		サービス提供体制強化加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		生活機能向上連携加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
科学的介護推進体制加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		